

第5号議案

2004年度政府予算・政策に関する重点要求事項

(目次)

厚生労働省

- 1. 北海道における雇用対策の課題
 - (1) 季節労働者の冬期雇用援護制度の延長 ----- 3 5
 - (2) 若年者の総合的な就職対策 ----- 3 5
 - (3) 地域雇用対策の強化 ----- 3 5
- 2. 安心と信頼の年金制度の構築
 - (1) 基礎年金部分の税方式への移行による年金改革 ----- 3 5
 - (2) 年金水準の確保 ----- 3 6
 - (3) 雇用と年金の接続の確保 ----- 3 6
 - (4) 適用拡大 ----- 3 6
 - (5) その他 ----- 3 6

総務省

- 1. 真の地方分権・地方自治の確立
 - (1) 三位一体改革の実現 ----- 3 7
 - (2) 住民自治を基本とした市町村合併 ----- 3 7
- 2. 産炭地域振興臨時措置法失効に伴う激変緩和について ----- 3 8

財務省

- 1. 真の地方分権・地方自治の確立
 - (1) 三位一体改革の実現 ----- 3 8
 - (2) 住民自治を基本とした市町村合併 ----- 3 9
- 2. 産炭地域振興臨時措置法失効に伴う激変緩和について ----- 3 9
- 3. 義務教育費国庫負担制度と教育予算確保 ----- 3 9

農林水産省

- 1. WTO農業交渉について ----- 4 0
- 2. 有機農業への転換促進を図るための直接支払い制度の確立 ----- 4 0

経済産業省

- 1. 中小企業に対する金融対策 ----- 4 1
 - (1) 金融アセスメント法の制定を中心とする中小企業金融対策 ----- 4 1
 - (2) 融資における審査方式 ----- 4 1
 - (3) 中小企業再生信用保証制度の創設 ----- 4 2
- 2. 幌延深地層研究所「協定遵守」について ----- 4 2

文部科学省

- 1. 義務教育費国庫負担制度と教育予算確保 ----- 4 2

防衛庁

- 1. 在沖縄米軍の移転訓練問題について ----- 4 3

<背景と考え方>

(1) 季節労働者の冬期雇用援護制度について

北海道は積雪寒冷という気象条件から、冬期間の産業活動に著しい制約を受けることにより、季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者が、建設業とその関連産業を中心に今なお約16万3千人に及び、北海道の雇用労働者の約7%を占めています。これらの季節労働者は、冬期間においても継続して就労することを強く望んでいますが、12月からは工事量が減少、特に1月から3月までの冬期間就業者は極端に減少し、建設業に働く季節労働者のほとんどが冬期間に離職を余儀なくされ、季節労働者の雇用と生活の安定をはかることは、北海道にとって極めて重要な課題となっています。

冬期間における季節労働者は、離職を余儀なくされた後、特例一時金50日分受給と冬期雇用援護制度を活用し、翌年の雇用確保に向けた技能修得に励んでいる現状です。

北海道では季節労働者の通年雇用化の促進を図ることを基本に、冬期就労促進のために北海道の公共事業の一部を冬期に移行し、冬期施工に要する増高経費を措置する事業の拡大やゼロ道債の措置等で冬期工事の拡充に努めているほか、国の冬期雇用援護制度の積極活用による通年雇用の促進、職業能力の開発など季節労働者の雇用の安定に地域を挙げて取り組んできました。しかし、近年の公共事業の縮減等により、建設業は倒産・リストラ等厳しい実態にあり、また、他産業への転換や新規事業の展開も試行模索中の状況です。

冬期雇用援護制度は、平成15年度をもって期限切れを迎え、廃止されると季節労働者の雇用と生活が根底から揺らぐこととなります。本制度発足時に建設業に働く労働者全体の7割以上を占めていた季節労働者が、今日では5割弱まで減少し、建設業における一般常用雇用の割合が高くなっている実態にあります。季節労働者の通年雇用化を促進する上で極めて重要な役割を果たしてきました。

今後とも季節労働者の通年雇用化に向けた社会的なセーフティネットとするために、平成16年度以降も冬期雇用援護制度の存続が必要です。

(2) 雇用失業情勢について

北海道における2002年平均の完全失業率は6.0%、2003年1～3月は8.1%と戦後最悪の雇用失業・失業状況が続いています。特に、若年者のフリーター、無業者の増大は社会問題化しています。次代を担う世代の意欲を喚起し、社会の活力を涵養するためにも若年労働者の総合的な就職対策が必要です。また、リストラ、解雇にともなう中高年齢者の失業が長期化への対応や公共事業の縮減にともなう建設業に働く労働者の雇用対策として、建設業の新たな産業への進出を支援する対策等が課題です。

(3) 年金制度改革の実現について

2004年年金制度改革に向けて、厚生労働省は、社会保障審議会・年金部会でのこれまでの総論的な議論を踏まえ、2002年12月に「年金制度改革の骨格に関する基本的な方向性と論点」を公表しました。この中で、将来の年金制度のあり方として、将

来保険料の上限を法定し「マクロ経済スライド」で給付水準を調整する「保険料固定方式」が新たに提案されています。2004年の通常国会への年金改正法案提出に向け、今後、検討を加え2003年夏までに改革案の骨格を示す予定です。また、年金積立金の自主運用では、2001年度末時点で約3兆円超の累積赤字となっています。

2003年度の年金額は、消費者物価上昇率 - 0.9%を反映させて、4月から引き下げられています。

連合は2004年度の年金制度改革に合わせて、年金や医療保健など社会保険への適用拡大を実現するため、5人未満事業所、および未適用業種についても社会保険の強制適用や適用基準要件の拡充を求め、その実現をはかります。(注)また、基礎年金と報酬比例年金の2階建ての制度体系を基本に、基礎年金の税方式化に向けた国庫負担1/2への引き上げ、給付水準維持、無年金障害者の解消を中心とした年金改革の実現に取り組むこととしています。

(注)適用基準 ア)労働要件 2分の1(20時間以上) 現行3/4要件
イ)所得要件 年収65万円以上 現行年収130万円以上
ア)イ)の何れかの要件に該当すれば社会保険適用とする。

要 請 内 容

1. 北海道における雇用対策の課題

(1) 季節労働者の冬期援護制度の延長

季節労働者の通年雇用化をさらに促進させるため、冬期雇用援護制度を存続・延長するとともに、暫定措置期間を中・長期的なものとし、より実効があがるよう強化されたい。

(2) 若年者の総合的な就職対策

高校卒業予定者の就職を促進するため求職・求人双方の職業・雇用意識の改革を図るとともに、求職セミナーや求人開拓員の増強に取り組むこと。また、未就職者に対する職業相談、職業能力向上訓練に対する支援の強化を図るとともに雇い入れ促進のための、賃金助成制度を創設すること。

(3) 地域雇用対策の強化

公共投資の削減、地方財政の悪化などにより、地域の雇用情勢が悪化していることを踏まえ、地方自治体が主体となって、地域の雇用改善を図る「地域雇用再生交付金制度」(仮称)を創設すること。

2. 安心と信頼の年金制度の構築

(1) 基礎年金部分の税方式への移行による年金改革

2004年次期制度改正にあたっては、公的年金制度を老後の「安心の給付」として、基礎年金と報酬比例年金の2階建て方式を堅持しつつ、世代間扶養を基本と

して改革を行い、将来にわたって制度を安定的に持続させるとともに、公的年金の信頼回復に努める。

基礎年金の「空洞化」を解消し、「皆年金制度」を再構築するため、2009年に全額税方式へ転換する。ア)まず、2004年には国庫負担割合を一般財源により2分の1へ引き上げる。これと連動して保険料を引き下げる。イ)基礎年金の財源は、1/2までは一般財源とし、1/3を年金目的間接税、1/6を事業主負担(社会保険料相当分)とする。

(2) 年金水準の確保

介護保険その他の負担が増加する今後の老齢期の生計費の基本部分を担うものとするため、全給付期間を通じ、税・社会保険料を除く手取りベースで現役労働者賃金の55%の水準を確保すること。そのため、ア)裁定後も可処分所得スライドを財政再計算ごとに実施する。イ)2000年改正で報酬比例部分の給付乗率の引き下げに対応して、基礎年金の水準を引き上げる。

(3) 雇用と年金の接続の確保

基礎年金の繰り上げ受給減額率を改善する。(現行の5年で30%から25%)

在職老齢年金を廃止し、在労非適用者との公平性を確保するため、総収入(賃金・高年齢雇用継続給付金、事業所得、家賃、配当・利子等)をベースに、年金額を調整する制度に抜本的に改める。

(注) 在職老齢年金(一律2割カット)

在労非適用者(労働時間3/4未満、共済年金受給者、賃金以外の収入のある者)

働きたくても働けない人について、60才からの全額受給を保障する。

(4) 適用拡大

失業中においても老齢年金、障害年金、遺族年金の受給権を確保するため、次の就労までの期間、厚生年金に引き続き加入できる制度の創設。(注)

パート・派遣労働者等の均等待遇をはかるため、厚生年金への適用拡大をはかる。また、5人未満および未適用業種の事業所の労働者への社会保険の強制適用を行う。

(注)

(注) 連合案は、保険料は再就職後に追加分納することとし、追納分の保険料は、ア.労使分、イ.本人分、(給付算定は半額)、ウ.免除制度(障害・遺族年金)の3選択制。追納期間は猶予期間の2倍(4年)

(注) 厚生年金の加入労働時間要件は、現在の3/4要件から1/2要件(20時間)以上に緩和。被扶養者の年収要件は130万円から65万円に引き下げる。いずれかに該当すれば、厚生年金を適用する。

(5) その他

年金積立金を次世代育成支援策の一環として、若者に対して低利子奨学金の貸付け制度を創設する。

<背景と考え方>

政府の地方分権改革推進会議は、国から地方への税源移譲と地方交付税交付金の見直し、国庫補助負担金削減の「三位一体改革」に向けた意見を取りまとめました。

三位一体の改革の目的は、地域社会の住民の「共同の財布」である地方財政が、地域住民の意思のもとに運営されることを実現することにあります。それによって地域社会を形成する権限を地域に拡大し、「ゆとりと豊かさの実感できる社会」を実現すること、すなわち本格的な分権型社会の実現を目指すものです。

去る、6月26日国と地方の税財源改革をめぐる「三位一体の改革」の工程表が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(骨太方針 - 第3弾)とともに閣議決定されました。内容は、国庫補助負担金は4兆円程度廃止・縮減する、税源移譲は廃止・縮減される国庫補助負担金のうち義務的経費は効率化をはかったうえで全額を移譲し、その他の経費は8割を移譲する、地方交付税制度は見直し抑制し存続することなどとなっています。しかし、税源移譲の規模が小さいことや具体的内容、プログラムが決まっていないなど問題が先送りされたものとなっています。

今、多くの地方自治体は、財源不足が拡大して、厳しい財政運営を強いられています。個性豊かな地域社会の形成、少子・高齢化社会への対応、地域経済の活性化等の新たな行政課題に直面しており、真の地方分権型社会を実現するためには、地方税財政基盤の確立が課題です。

要 請 内 容

1. 真の地方分権・地方自治の確立

(1) 三位一体改革の実現

地方分権・改革にあたっては、税源移譲、地方交付税の見直し及び国庫補助負担金の廃止・縮減の改革を同時一体のものとして実施すること。

財源保障機能と財源調整機能をもつ地方交付税制度の根幹は堅持し、その見直しにあたっては、国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲の規模等に対応したものとすること。

国庫補助負担金の廃止・縮減は、単なる地方への財政負担の転嫁とせず、十分な地方税源の確保となる方策を講じること。

(2) 住民自治を基本とした市町村合併

今後の地方制度や自治体合併に関する法制度の検討・整備にあたっては、地方分権の理念である、ア) 国と地方、都道府県と市町村の対等関係、イ) 地域・自治体の自己決定に委ねることを原則として対応すること。

法律上に基礎的自治体における人口要件の目標数値は示さないこと。

法律上に、市町村の合併や地域自治組織への移行に関して、都道府県による構想・計画の策定、知事の勧告、斡旋等は示さないこと。

2. 産炭地域振興臨時措置法失効に伴う激変緩和について

- (1) 産炭地域振興臨時措置法失効後においても、閉山対策関連の財政需要が継続しており、産炭地域振興審議会の答申を考慮し、地方財政上の特例措置等の支援措置を講じること。
- (2) 産炭法附則第6項の規定により、平成18年度まで継続される特定公共事業の国庫負担割合の引上措置について所要予算の確保すること。
- (3) 炭鉱技術移転5カ年計画の確実な実施と安定的財源を確保すること。

財務省

<背景と考え方>

政府の地方分権改革推進会議は、国から地方への税源移譲と地方交付税交付金の見直し、国庫補助負担金削減の「三位一体改革」に向けた意見を取りまとめました。

三位一体の改革の目的は、地域社会の住民の「共同の財布」である地方財政が、地域住民の意思のもとに運営されることを実現することにあります。それによって地域社会を形成する権限を地域に拡大し、「ゆとりと豊かさの実感できる社会」を実現すること、すなわち本格的な分権型社会の実現を目指すものです。

去る、6月26日国と地方の税財源改革をめぐる「三位一体の改革」の工程表が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(骨太方針-第3弾)とともに閣議決定されました。内容は、国庫補助負担金は4兆円程度廃止・縮減する、税源移譲は廃止・縮減される国庫補助負担金のうち義務的経費は効率化をはかったうえで全額を移譲し、その他の経費は8割を移譲する、地方交付税制度は見直し抑制し存続することなどとなっています。しかし、税源移譲の規模が小さいことや具体的内容、プログラムが決まっていないなど問題が先送りされたものとなっています。

今、多くの地方自治体は、財源不足が拡大して、厳しい財政運営を強いられています。個性豊かな地域社会の形成、少子・高齢化社会への対応、地域経済の活性化等の新たな行政課題に直面しており、真の地方分権型社会を実現するためには、地方財政の基盤を確立することが不可欠の課題です。

また、市町村合併は国の画一的、強制的手法によることなく、地方自治体の機能と役割を強化するものとする観点から、住民合意を基本に進めることが重要です。

要請内容

1. 真の地方分権・地方自治の確立

(1) 三位一体改革の実現

地方分権・改革にあたっては、税源移譲、地方交付税の見直し及び国庫補助負担金の廃止・縮減の改革を同時一体のものとして実施すること。

財源保障機能と財源調整機能をもつ地方交付税制度の根幹は堅持し、その見直し

にあたっては、国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲の規模等に対応したものとすること。

国庫補助負担金の廃止・縮減は、単なる地方への財政負担の転嫁とせず、十分な地方税源の確保となる方策を講じること。

(2) 住民自治を基本とした市町村合併

今後の地方制度や自治体合併に関する法制度の検討・整備にあたっては、地方分権の理念である、ア) 国と地方、都道府県と市町村の対等関係、イ) 地域・自治体の自己決定に委ねることを原則として対応すること。

法律上に基礎的自治体における人口要件の目標数値は示さないこと。

法律上に、市町村の合併や地域自治組織への移行に関して、都道府県による構想・計画の策定、知事の勧告、斡旋等は示さないこと。

2. 産炭地域振興臨時措置法失効に伴う激変緩和について

(1) 産炭地域振興臨時措置法失効後においても、閉山対策関連の財政需要が継続しており、産炭地域振興審議会の答申を考慮し、地方財政上の特例措置等の支援措置を講じること。

(2) 産炭法附則第6項の規定により、平成18年度まで継続される特定公共事業の国庫負担割合の引上措置について所要予算の確保すること。

(3) 炭鉱技術移転5カ年計画の確実な実施と安定的財源を確保すること。

3. 義務教育費国庫負担制度と教育予算確保

(1) 国の責務である教育に係わる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

(2) 学校栄養職員、学校事務職員の給与費に係わる義務教育費国庫負担制度については現行制度を堅持すること。

(3) 義務教育費の見直し・検討が進められているが、義務教育はすべての国民に対して必要な基礎的資質を養うものであり、教育の機会均等を国の責務で保障すること。

農林水産省

<背景と考え方>

2005年1月1日を期限に行われるWTO農業交渉については、現行の輸出国に有利な農業協定を見直し、公平・公正なものとなるようモダリティ（保護削減の基準）の確立に向けた議論が期待されています。2月にWTO農業交渉でモダリティ1次案が提示されましたが、関税引き下げ等の主要論点において各国の立場の隔たりは大きく、本年3月31日までにモダリティを確立することはできませんでした。

日本やEUは、非貿易関心事項（食料安全保障、国土・環境保全等）に配慮し、農政改革の進捗に合わせた漸進的な保護の削減を主張し、米国・ケアンズ諸国は、保護・助

成の大幅・一律的な削減・撤廃を要求しており、今後、9月に開催される第5回WTO閣僚会議に向け交渉が行われます。

国民に食料を供給する農業は社会の基盤であり、21世紀は、世界人口の爆発的増加、地球環境の悪化などが一層深まり、食糧不足が懸念されています。その中で、日本の食料生産基地を担う、北海道農業は、今後のWTO農業交渉の動向に大きく左右されます。

公正・公平な国際貿易ルールの確立と将来を見据えた農政改革をすすめ、基礎的食料の自給率の向上に取り組まなければならない。

(注)モダリティは農業交渉において、全ての品目及び加盟国に適用されるルールの大枠。

一方、有機農産物など食品の安心・安全への期待が高まっています。消費者が求める安心と安全な農産物としての有機農産物は価格面で付加価値が高いものの収量が低く経営が安定しないことから普及が進んでいません。慣行農法から消費者ニーズが高い有機農産物への経営転換を図るためには、転換に伴うリスクを軽減してその導入を促進する制度が必要です。有機農業は環境保全型農業であることから、EUやアメリカでも既に環境保全対策と所得補償政策の組合せにより生産者に対し直接支払いを行っています。

わが国においても有機農業やエコ農業への転換を促進するため直接支払い制度を確立し、消費者・環境重視の農業への転換を図る必要があります。

要 請 内 容

1. WTO農業交渉について

WTOにおける農業協定の見直しにあたっては、農業の多面的機能や食料安全保障の確保など各国の多様な農業の共存を可能とする貿易ルールの確立するため、輸出国に有利な現行協定の問題点を改善し、公平・公正なモダリティ（保護削減の基準）を確立すること。また、基礎的食料については自国の生産資源を活用した生産体制を基本に、自給率の向上を目指すとともに「緑の政策」に基づく環境等直接支払いや経営全体を捉えた経営所得安定政策の法制化など国内農政改革を急ぐこと。

2. 有機農業への転換促進を図るための直接支払い制度の確立

消費者ニーズが高く、環境保全の面から期待される有機農業などエコ農業への転換を促進するための直接支払制度を確立すること。

経済産業省

< 背景と考え方 >

長期にわたる経済の低迷は、最悪の失業者・失業率をもたらしています。また、個人消費は低迷が続き、中小企業が倒産するなど、政府の「構造改革」は、勤労国民の雇用と生活に痛みを強いる結果となっています。

こうした中で、地域の経済と雇用の主要な担い手は中小企業ですが、現下の経済のグ

ローバル化による競争激化や長引く不況の中で、中小企業は厳しい経営環境におかれ、また、貸し渋り、貸し剥がしにより、倒産や廃業に追い込まれる中小企業は少なくありません。日本の経済や雇用を底支えている中小企業の安定と振興を図るためには、金融機関の融資制度を充実させ、それにより地域経済を支え、地域経済を再生していく金融機関の役割と仕組みが求められる。

幌延深地層研究所については、2001年10月に北海道議会が「北海道に於ける特定放射性廃棄物に関する条例」を制定し、また、「条例」の趣旨を踏まえて北海道と幌延町、サイクル機構との間で「協定」を締結しました。「協定」は、深地層研究施設の受け入れにあたり、地元をはじめとする根強い道民の「反対」の意向を踏まえ、紆余曲折の経緯を経て、「本道に放射廃棄物の持ち込みや、貯蔵・処分場は受け入れない」ことの立場にたつものです。

幌延深地層研究所については、2001年10月に北海道議会が「北海道に於ける特定放射性廃棄物に関する条例」を制定し、また、「条例」の趣旨を踏まえて北海道と幌延町、核燃料サイクル機構との間で「協定」を締結しました。「協定」は、深地層研究施設の受け入れにあたり、地元をはじめとする根強い道民の「反対」の意向を踏まえ、紆余曲折の経緯を経て、「本道に放射性廃棄物の持ち込みや、貯蔵・処分場は受け入れない」ことの立場にたつものです。

核燃料サイクル開発機構幌延深地層研究計画は、調査研究開始から終了まで20年程度の計画であり、第1段階「地上からの調査研究」、第2段階「坑道掘削時の調査研究」、第3段階「地下施設での調査研究」の3つの段階に分けて実施され、今年度（平成15年）は、その第1段階の4年目となります。去る、7月11日、幌延深地層研究センター造成工事が始まりました。

連合北海道は、今後とも幌延深地層研究所に「核廃棄物を持ち込んだり最終処分場」につながることをしないようその確認を求める。

要 請 内 容

1. 中小企業に対する金融対策

(1) 金融アセスメント法の制定を中心とする中小企業金融対策

政府は、金融機関が地域金融の円滑化にどの程度貢献しているかについて情報公開する「地域金融円滑化法（金融アセスメント法）」を制定し、中小企業等への円滑な資金供給と地域経済の健全な発展を図ること。

(2) 融資における審査方式

地場中小企業への融資に際しては、財務状況のみならず技術力・販売力など事業の将来性を適切に審査し、金融機関には物的担保主義、個人保証を改めさせ、「事業育成」の視点にたった経営コンサルタント能力を高めるとともに、将来性・発展性を重視した企業への資金融資制度を構築すること。

(3) 中小企業再生信用保証制度の創設

中小企業再生支援協議会などの事業再生の実効性を確保し、円滑な事業再生を実現するため不可欠な経営改善計画に係わる資金についての信用保証制度を創設すること。

2. 幌延深地層研究所「協定遵守」について(継続)

核燃料サイクル開発機構が幌延深地層研究センターの設置にあたって、北海道は「本道に放射廃棄物の持ち込みや、貯蔵・処分場は受け入れない」との基本方針に基づき、「北海道に於ける特定放射性廃棄物に関する条例」を制定し、また、「条例」の趣旨を踏まえて北海道と幌延町、サイクル機構との間で「協定」を締結している。

核燃料サイクル機構が幌延町で進めている、高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に関する研究開発にあたっては、「条例」、並びに「協定」を遵守するよう指導すること。

文部科学省

<背景と考え方>

義務教育は憲法の要請により全ての国民に一定水準の教育を無償で提供するものです。

現在、構造改革の一環として義務教育費国庫負担制度を含む各種国庫負担金などについて、国から地方へ税財源移譲や国庫補助金の削減など三位一体改革を検討しています。

地方の独自性や特徴のある教育は、これからの課題ですが、義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等や水準確保に大きな役割を果たしており、義務教育費は国の責務でそれを保障するよう要請します。

(注)義務教育費国庫負担制度見直しの経過及び動向

1985年に教材費・旅費、1989年に恩給費を国庫負担の対象から除外し一般財源化した。1993年には共済費追加費用を2年間で地方交付税に移管。平成15年から共済長期給付及び公務員災害補償に係わる部分(8分の1相当)約300億円が地方負担となった。

2002年12月に三大臣(文部科学・財務・総務)は、平成16年度において、公立学校教員給与について国立学校準拠の廃止、義務教育費制度の改革(定額化・交付金化など)のため、「具体的措置を講ずるべく、所要の検討をすすめる」とする確認がなされている。また、平成18年度末までに、国庫負担金全額の一般財源化について検討を行うことも確認されている。

要 請 内 容

1. 義務教育費国庫負担制度と教育予算の確保

(1)国の責務である教育に係わる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

(2)学校栄養職員、学校事務職員の給与費に係わる義務教育費国庫負担制度については現行制度を堅持すること。

(3)義務教育費の見直し・検討が進められているが、義務教育はすべての国民に対して必要な基礎的資質を養うものであり、教育の機会均等を国の責務で保障すること。

防衛庁

<背景と考え方>

矢臼別演習場で1997年9月に初めて、地域住民・酪農家が反対する中で、在沖縄海兵隊による実弾演習が強行実施され、以来、これまで5回にわたり実弾演習が行われてきました。

政府が当初住民に説明した「沖縄と同質・同量」をはるかにこえた実弾訓練がおこなわれ、夜間演習にともなう爆発音は、基幹産業である酪農と住民の夜間の静粛を乱すとともに住民生活に多大な影響をもたらし、さらに隊員の自由外出では住民に不安を強いてきました。

北海道は、演習の固定化に反対し「在日米軍基地全体の整理・縮小に向けて、国において最大限の努力を払うこと」など、7項目の諸対策を政府に要請してきましたが、その後、具体的な進展がないまま今日に至っています。本土移転訓練は、特定の演習場に集中することのないよう、政府は分散実施を約束しましたが、「5年に一度休む固定化」となっているのが実態であり、本年9月に実弾射撃訓練を矢臼別演習場で実施するとされています。地元の意向を尊重するよう求める。

要請内容

1. 在沖縄米軍の移転訓練問題について(継続)

将来にわたって、在日米軍による矢臼別演習場での射撃訓練が固定化されないよう、在日米軍基地全体の整理・縮小など7項目について、北海道は政府に1997年4月25日に要請しています。

2003年度も矢臼別で沖縄米軍の移転訓練が予定されていますが、「規模の縮小、夜間訓練の中止、騒音・安全対策」「日米地位協定の見直し」等、地元の意向を尊重するよう在日米軍に求め、これらが改善されなければ訓練を中止するよう求めること。

以上